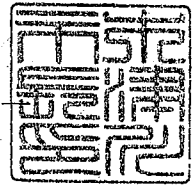


木津川市公告第146号

市有財産(土地)売払いの一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき公告します。

令和8年10月1日

木津川市長 谷口 雄



記

1 入札に付する事項

市有財産(土地)売払いの所在地

- (1) 木津川市鹿背山当田82番2及び木津川市鹿背山塩田47番1
- (2) 木津川市山城町平尾前田51番
- (3) 木津川市山城町平尾小島51番
- (4) 木津川市山城町平尾小島68番

2 売払い概要

物件番号801 ・木津川市鹿背山当田82番2

地目 雑種地 面積 899.00㎡

・木津川市鹿背山塩田47番1

地目 雑種地 面積 60.00㎡

＊物件番号801は、2筆一体の売払いとなります。

物件番号802 木津川市山城町平尾前田51番

地目 雑種地 面積 406.00㎡

物件番号803 木津川市山城町平尾小島51番

地目 宅地 面積 120.00 m²

物件番号804 木津川市山城町平尾小島68番

地目 宅地 面積 185.98 m²

3 最低売却価格

物件番号801

木津川市鹿背山当田82番2及び木津川市鹿背山塩田47番1

2筆合計 83,000 円

物件番号802 木津川市山城町平尾前田51番 11,768,000 円

物件番号803 木津川市山城町平尾小島51番 3,444,000 円

物件番号804 木津川市山城町平尾小島68番 7,319,000 円

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9

木津川市総務部財政課管財係

電話番号 (0774)-75-1202(直通)

(0774)-72-0501(代表)

- (2) 入札説明書等の配布期間等

ア 配布期間 令和8年10月2日(金)から令和8年11月2日(月)まで。
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律
(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝
日」という。)を除く午前9時から正午と午後1時から午後4
時までとする。

イ 入手方法

- (i) 京都府木津川市ホームページのトップページ「仕事・産業」>
「入札・契約・プロポーザル」>「入札」の本案件情報ページ内か

らダウンロードすること。

- (ii) 窓口配布を希望する場合は、事前に連絡の上、(1)の場所で受領すること。

ウ 費用 無償

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当していないもの及び同条第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過していないものではない者
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員ではない者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。)第2条第1項各号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用に供しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に供しない者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者でない者
- (6) 市税等を滞納していない者
- (7) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)等を指定した期日までに提出した者
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がされていないもの又は民事再生法(平

成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。

6 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和8年10月2日(金)から令和8年11月2日(月)午後4時まで(必着)。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午と午後1時から午後4時までとする。

(2) 提出方法

4(1)の場所に郵送又は持参すること。

郵便の種類は、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

7 入札の手続き等

(1) 入札書の提出期限・開札の日時等

ア 提出期限 令和8年11月18日(水)午後4時まで(必着)

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から

正午と午後1時から午後4時までとする。

イ 提出方法 4(1)の場所に郵送又は持参すること。

郵便の種類は、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

ウ 開札日時 令和8年11月27日(金) 午後2時から

エ 開札場所 木津川市役所 3階 会議室3-4

(2) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、千円止めとする。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者の行った入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者

イ 同一人にして、同じ入札に2以上の入札をした者

ウ 入札に関し連合等の不正行為をした者

エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字誤脱、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者

オ 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者

カ 事前公表した最低売払価格に達しない金額で入札した者

キ 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が不足する者

ク 代理人による入札の提出において、委任状を提出しない者

ケ 所定の入札書以外で入札した者

コ 入札参加者資格がある旨確認された者であっても、開札時点において 5 に掲げる資格のない者の行った入札

サ 入札参加資格の確認を受けていない者

シ 確認申請書及び提出書類について虚偽の申請をした者

ス 提出期限までに入札関係書類が到達しない者

セ 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反する等入札を妨害した者

(4) 落札者の決定方法

最低売払価格以上で最高の価格により入札した者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

8 入札保証金

入札参加者は、別途市有財産(土地)売払いに伴う一般競争入札参加資格の確認通知で定める日までに最低売払価格の100分の5に相当する額を現金により納入しなければならない。

入札保証金に利子は付さない。

9 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に、納入しなければならない。

契約保証金に利子は付さない。

10 契約手続

落札者は、落札決定通知書で指定した日までに、契約書を作成すること。

11 売買代金の納付

契約締結日から30日以内に売買代金を納付すること。

12 所有権の移転手続

(1) 売払財産の所有権は、落札者が売買代金を完納したときに移転するものとする。

(2) 売買代金の納付を確認後、落札者の請求により売払財産の所有権移転登記手続を行う。

(3) 所有権移転登記手続は、市が行うものとする。

- (4) 売払財産は、所有権の移転と同時に現状有姿のまま引き渡すものとする。
- (5) 登録免許税等、所有権移転に要する一切の費用は、落札者の負担とする。

13 用途等の制限

落札者は、買い受けた売払財産を次の各号の用途に供してはならない。

- (1) 風俗営業法第2条第1項各号に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する用途
- (2) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者が使用する用途
- (4) 前各号のほか公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反する用途

14 実地調査等

- (1) 13各号の規定に関し必要があると認めるときは、落札者に対し、売払財産を調査し、又は参考となるべき資料の提出若しくは報告を求めることができる。
- (2) 必要があると認めるときは、売払財産の利用状況等について報告を求めるものとする。
- (3) 落札者は、正当な理由なく前2号に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は資料の提出若しくは報告を怠ってはならない。

15 違約金

13各号に違反した場合は、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として、市に支払うものとする。

16 費用の負担

契約書に貼付する収入印紙、契約の締結及び履行に関して必要な費用、所有権移転登記に必要な登録免許税等、所有権移転後に生じた公租公課等は落札者の負担とする。

17 その他

- (1) 1から16までに定めるもののほか、木津川市契約事務規則(平成19年木津川市規則44号)の定めるところによる。
- (2) 入札前の談合情報等により、入札が公平に行われないと認められるとき、又は、災害その他のやむえない理由があるときは、入札の中止あるいは、期日を延期することがある。
- (3) 詳細は、入札説明書による。